

善光寺（諏訪市）蔵 『当寺記録帳』 紹介と翻刻

はじめに

本稿は、善光寺（諏訪市湖南）が所蔵する『当寺記録帳』の紹介と翻刻である。善光寺は、本田善光の開基、憲瑜（？―一三九〇）の中興と伝える、真言宗寺院である。江戸時代には、諏訪上宮の別当寺院である如法院との関わりが深かった。諏訪地方の寺院については、廃仏毀釈等によって多くの資料が散逸してしまっていることもあり、信長による焼亡からの復興や、本田善光開基にまつわる逸話、堂塔や寺領のことを記す本書の存在は、極めて重要である。

『当寺記録帳』の書誌について

『当寺記録帳』の書誌について記しておく。写本一冊。江戸時代中期写。縦二三・四cm×横三七・〇cm、長帖綴。表紙中央に外題「当寺記録帳」、下には「松尾山／善光寺／阿弥陀院」と所蔵寺院の名が墨書されている。表紙左右に記される「元久二^丁年」（左）、「四月吉日」は、『当寺記録帳』成立時の年月日であり、本書はその写本である。丁数二〇丁、一面一七行、一行あたり一〇字前後で、漢字平仮名混じりで記されている。

著者は、善光寺一七世、慧秀（？―一七四九）。執筆動機につい

鈴木 映梨香 寺澤 誠人 渡辺 匡一

ては、奥書に記されている。

尊智法印書写被成候御記録、及磨滅候故、愚身今又為書直之、後代に残し候。此以後やふれ損し候節、筆者を撰為写之。一句片言も古記と相違無之様^二相認、当寺什宝に可被致者也。

元文二^丁年^{当寺現在}法印惠秀〇

四月二日 慧秀（花押）

これによると、一四世尊智（？―一六九五）が書写した記録が経年により読みづらくなってきたため、元文二年（一七三七）四月に慧秀が写し直した^一こと、以後、破損などがあつた場合には、書写者を選んで写し直し、寺宝として大切に保管することを命じている。慧秀は、他にも過去帳など重書の整理を行っている。

書写者は、一九世慧隆（？―一七七八）の可能性が高い。「当寺住持在任^并遷化之事」の最後に記されており、在任、遷化年ともに記されていない^二。なお表紙、裏表紙には、別筆で「重ふく不要物」と墨書されており、ある時代までは、慧秀の自筆本と本書が寺内に所蔵されていた可能性を窺うことができる^三。

注

(1) 一七世慧秀、一八世慧音についても記されていない。

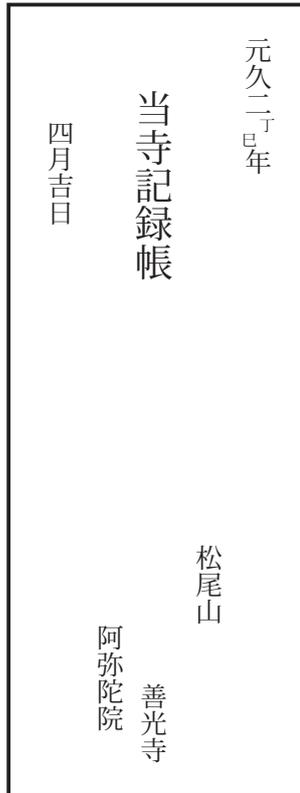
(2) 文書中には、「委は当寺縁起ニ有之は、わつらはしく、爰にしるさず」(当寺院号寺号之事)、と、本書とは別に「当寺縁起」が存在したことが窺えるが、現在、蔵書の中に確認することはできない。

【翻刻】当寺記録帳

凡例

一、文字は現行の字体に直し、適宜句読点を付した。
 一、仮名遣い、改行は原文通りとした。ただし、目録、本文中の小题については、一行書きとした。

(表紙)



当寺記録

- 第一 当寺来由之事
- 第二 当寺本尊如来之事
- 第三 第九世宥善法印ノ事
- 第四 松尾山号之松之事

第五 当寺院号寺号之事

第六 薬師堂之事

第七 観音堂地藏堂之事

第八 富士塚之事

第九 善光寺屋敷之事

第十 当寺境内山林之事

第十一 雑事屋敷之事

第十二 当寺住持在任并遷化之事

第十三 中興憲瑜法印より以前之事 (1オ)

第十四 当寺如法院末山与成し事

第十五 当寺末山之事

第十六 当寺末山数多有之候事

第十七 観音坊起立ノ事

第十八 当寺弟子古来より自院ニ而剃髮之事

第十九 入仏遷宮自院ニ而いたし来事

第二十 当寺御朱印紛失之事

第二十一 宗門一札之事付リ観音坊住職之事 (1ウ)

当寺来由之事

一 古老相伝て云く、当山

者、本多信濃守善光公、

当国の国司たりし時、

諏方大明神江報恩の

ために当寺を開

基し給ふと云々。自尔

以来、代々乃国司武持

領田ごぼせき若干石を当寺に
寄付せられ、国家安

全之御祈禱怠慢なし。

殊に本尊阿弥陀如来は、

国司本多善光公手つ

から彫刻し給ひて、一

字の根堂を造営し

安置し給ひ、其外当

寺并坊舎十二区、数多之(2才)

堂舎・仏客建立し

給ひしより以来、近国

遠境の尊卑老若男

女参詣、日夜怠らさり

けり。其後星霜既に

重りて、興廢数多

度に及へり。比は天正

十一年癸未五月、田植の比か

とよ、織田・武田両家の戦

ひ、此下の河原二而有し

とかや。其時一山之若大

衆、驚き騒ぎ、すは事とそ

取物も取あへず

出来たりと、手々に打物

たつさへ、合図の早鐘突

なとし、河原をさして

討て出、甲州勢にくわはり、

織田勢に馳向ひ、火花を(2ウ)
ちらし戦ひけり。一陣

破れ後、彼の野心にて、

織田家の軍兵入乱、にく

き法師原のふるまひか

など、突鐘も打くだき、

堂舎・仏客残りすくなに

打潰す。甲州勢は引退く。

残るものには大衆原、多勢に

無勢なれば、不叶と思ひけん、

みな散々に落失たり。其

後は信玄公も亡ひ給ひ、

誰取立るものなれば、

さしもの伽藍も鹿

の臥と成しは、うたて

かりける事共なり。それ

まで者十二坊軒を並へ、

上ノ六区、下ノ六区とて数多之(3才)

坊中あり。根堂・講堂・常

行堂・護摩堂・浴室・楼

門・鐘突堂・三方之大門・

鎮守ノ社、其外数多の堂

舎有しを、一時に打破らる。

其中にいかゝは有けん、北ノ坊、

実相坊とて手向ひもせさり

しか、慶長元和の比迄、

当寺は相残候所に、北ノ坊は

師弟共^ニ病死せられ、

後住もなければ、おの

つから潰れたり。比しも

乱世の砌^ニなれば、僧も

すくなきにや、今に至迄、

北ノ坊の什物成とて、当寺に

有之。北ノ坊、屋敷は実相坊

之北隣、沢の端なり。実相坊は（3ウ）

今の善光寺是成といへり。

以上、村老之物語を書記

す。時代は軍書等^ニ

相違も有へし。後の

君子追而考之、筆に

残し給へ。（4オ）

当寺本尊如来之事

一 村侶之道俗^并代々之先

師被申伝候は、当寺の

如来は恵心僧都の御作

にして、当郡木之間村

藪原ふせやの長者の守

本尊なりと云^リ。然るに長者

当寺^ニ帰依し給ふにより、

本尊を寄附せらるゝとなん。

自^レ尔本多善光公の御作、

生身の秘仏を御胸^ノ中に

籠奉りしより以来、靈

威殊にあらたまりましたし、

二求兩願成就空しからず

と云事なし。故に世挙て

是を敬ひ、人こそつて是を

瞻仰し奉る。古は川中嶋

にも相おとらす。諸人（4ウ）

群集し、日夜参詣

愈らさりしに、天正ノ一乱

以来、退転せしと聞

及しにや、近国よりも

今は昔のことくに、参詣

するものも稀也。嗚呼、

時移り世かはりて、かくも

成はつるものかなと僧

俗貴賤、是をなげく事也。其

後、明曆年中^ニ広沢ノ住持

宗念といへる道心者、本尊の

れいらくし給ひし事を

なげき、郡中の道俗をすゝめて

再興し奉る。今に至迄、

台荘に書付有。諸人

皆云ふ。願者くは、往古のこ

とく貴賤群集して、

此尊を拝み奉らは、二世

安樂の御誓ひ、なとか
は空しからさらんと云り。(5才)

第九世宵善法印ノ事

一当山大学頭宵善法印は、

一時之英才、智行兼備ノ

高僧なれば、世ノ人、世尊のことく

敬ひ、大師のことく是を

貴みけり。され共、世の

中のうつれは(ママ)けるならひ

にて、去ル天正の一乱に

何地ともなく落失給ひ、

爰かしこにさまよひ

給ふ。よふく軍も少

しはしづまりしと聞

及ひ、今は本寺に歸りて、

事ノ有様をも見はやとて、立

歸らせ給へは、さしもやんこと

なき御仏も草村の

中に埋もれ、堂舎・仏客

かたふき、ほうおふのとは

そもなく、香煙既にたへ、(5ウ)

燈明をかゝくるものも

なければ、いと物すこきて

いに荒はてたり。数多の

坊中残少なに討破られ、

鹿のふしと、成ければ、

見るにたへ兼、墨染の袖

をしほり給ふそ、是非

なけれ。此上は、何方たすみも

行なるとさまよひ、たすみイ

給ふ所に、実相坊の老僧

鳩の杖にすかり、如来え

参詣いたされしか、学頭の

御姿を見奉り、物をも

いわす、涙にむせひければ、

学頭も共に御涙にくれ

させ給ふ。老僧申ける様は、

今の今迄御事をこそ

申つれ。生なからへ、ふた

たひ御目にかゝるこそ(6才)

なけきの

中の悦にて候。愚老八十に

及候えは、余命いく程も

有まし。一日も早く弟

子なる僧に寺をゆつりなん

と思ひ候えは、去ル此の軍に

討死いたし候。生残りし

愚老か胸の中、御推量有

へしとなけかくこそ、こと

はりなり。学頭も御落

涙ましまし、御いらへも

なかりしか、やゝ有ての
給ひけるは、昔治承

の乱に寺門の大衆、高

倉の宮の御味方申、宇

治川の合戦にあまたの

法師討死しけるも、今

度の軍に弟子の僧討

死せられたるも、古今異

なりといへ共、其旨相変る（6ウ）

事なし。乱世には仏闍も

破却せられ、僧も武門

の奴と成、王法もすた

れり。ともに遷流無常

の有様、今更驚へきにあ

らす。早ク作善サの法云を

営み、亡弟の菩提を弔

はんにはしかしとの給へは、

老僧も学頭の教化

に力を得、御供して

我が寺に帰られ、能にい

たはり奉り、しはらく

世の安否を詠せ給ふ所に、

いかゝはしたりけん、老僧

にはかにかくと云ふやまふを

受、不日に寂せらる。則、

大学頭法印、本尊の代世を

実相坊にうつし、再住
せられけるとなん申伝たり。（7オ）

松尾山号之松之事

一山号ノ松は、当寺之開基

本多善光公植給ひし

松成共云り。又は、松尾大明神

応現の地なるにより、神

木なり共申伝。依之、当

寺之山号、松尾山と号スと

云り。明神ノ社檀も大破

に及び、修覆もせされは、

おのつから潰れり。松も

古松故、枯たりと。其後、

如来堂ノ上ニ山号ノ松と

名付、新ふたたび植置し

と也。古松は薬師堂の

峯に是あり。松尾明神は

古の鎮守ノ社は也。其後、往

古を貴れ小社を立て、松

尾大明神を觀（ママ）請す。今

の鎮守ノ社はなり。（7ウ）

当寺院号寺号之事

一当寺開基之節は、阿

弥陀院と号す。本尊

阿弥陀如来安置之

霊場なるにより、かくは
付給ひし事にや。開山は

人王三十七代孝徳天皇、

大化元^乙年、本多信濃守

善光公、南宮法性大明神^江

報恩のために当寺を

建立すと云り。因茲、法

性院共名付給ひしとかや。

其後、国司本多善光

公逝去し給ひしより

以来、善光寺とは名付たり

しによりて、松尾山阿弥(ママ)院

善光寺と云り。委は当寺

縁起^三有之は、わつらは

しく、爰にしるさず。(8オ)

当山薬師堂之事

一天正以前は、十二坊の内、

正覚坊ノ本尊前仏は、弘

治三^丁年十一月十五日^ニ造

立供養す。秘仏は恵心

僧都ノ御作、御胎籠也。

其後之住持、盜賊の難を

恐れて、本寺善光寺^ニ安置し

奉る。靈験新にましますなん

霊像なり。日光・月光、

二菩薩、十二神将、七千夜

又ノ形像、前仏と同時に

造立す。其以後、正覚坊も

一乱之時潰^サれしにより、

当第九世有善法印、文祿

年中一字ノ草堂を立、

彼尊像を安置し奉り、

彼堂を正覚坊と名付、今^ニ

有之候。則、薬師の御光に(8ウ)

正覚坊と書付有之。是

其証拠也。薬師の田とて

堂の下に田地有。此田地の中に

田にしあれ共、取喰ふものは

仏罰にて盲目^ニ成とて、

人恐れて是を喰はず。

世挙て薬師ノ田共云ひ、又は

門前^ニあれは、大門さきの

田共申ならはせり。

観音堂、地藏堂之事

一本尊観音は恵心僧都之

御作、薬師と同作也。地

蔵菩薩は安阿弥ノ作共、

又は弘法大師ノ御作成共

云り。実否不分明也。凡、

近国無双之古仏なり。両(9才)

尊共^ニ靈験殊に勝^すれて

まします尊像也。觀音

形像は、小仏にましますは、

紛失の難を恐れて、第

四世宥解法印、二世安樂の

ために、てつから新たに

正觀音の像を彫刻し、

文正元^丙戊戌年十月十七日^ニ

開眼供養し、彼秘仏を

御胎^{ひら}に籠奉りしを、第

十一世清真法印、彼尊を当寺に

うつし奉り、代々当寺

之靈宝と崇め奉る。地

藏尊も当寺^ニ安置せり。

是又、盜賊の難をおそ

るゝ故也。

富士塚之事(9ウ)

一旧記^ニ曰、当山開基

本多信濃守善光公、

伽藍を營給ふ時、此所^{トコロ}^ニ

来給へは、忽然として靈

人顕れ出、善光公^{よしみつ}にむ

かひの給はく、善哉く

善光、此地は諸仏經行

之砌り、諸神影向之

地也。信心倍增して

靈場を建立すへし。我は

是、富士浅間大菩薩也。

此峯に跡をたれ、仏法を

守護すへし。汝、造立怠

る事なかれ。我、此山に顕

現すとのたまひ、光を

放ち、山頂に上給ふ。自^レ尔

以来、此峯に塚をつき、浅

間大菩薩を勧請し、今^ニ(10才)

至迄、富士塚と号。往古より、

富士登山のものは、さかは参^リ

とて、此峯に上^リ拜し奉る也。

善光寺屋敷之事

一天正ノ乱以後、荒野に

そ成候所^ニ、当村之百姓

切開、正保年中之御水

帳面^ニ相むすひ候え共、今^ニ

至迄、俗呼て善光寺

屋敷と申ならはし候。

実も寺中^江入組縁無之

境内也。雖然、御水帳面^ニ百

姓之名主^{めう}載置候上は、

無扱事^ニ候。此上、後代

之住職、心緒を碎くだき、買返かへす。

往古之通二被致候は、益

仏法繁昌之地と可被成。以上。(10ウ)

当寺境内山林之事

一当寺境内天正之乱以後は、

向原小寺久保、御林ノ境迄

山林、畑共二善光寺之分地

也。小寺久保畑之儀、天正以

前は、坊中之畑二致配分置候

え共、退転之後、荒地二被成

候を、当村之百姓切開、御年

貢地二被成候所二、時之住職

寺地二紛無御座候旨、郡所江

訴之候えは、御吟味之上、

寺地二紛無之候故、帳面共二

御取上、先規之通二当寺二

被下置候。其以後、御見捨二

被成被下候。小寺久保畑、帳

面当寺二致所持候。後々

之住職、随分大切二可被致候。

此帳面之内、七筆者御林

之内二候。帳面之終二善光寺

山之内と有之候。是寺中

分之堅キ証シ拠ト候。向原之

畑は、其後、当寺二切開候。

是も御見捨之地二御座候。

百姓地之境は道を限候。

雑事屋敷之事

一先住宥光法印被申候は、

根堂は阿弥陀堂也。其下之

畑をば雑事屋敷と云リ。

則、鐘突堂の跡也。天

正之比は鐘突雑事之

もの抱置れしとなり。

突鐘は天正之乱二打

碎かれけるとかや。凡、

諏方郡二其比突鐘の有

しは、当寺と上ノ社と二

斗有之。諸山二は無之と(11ウ)

被申候。一乱以後、地藏堂、

観音堂取立候。善光寺之

上三、護摩堂之旧跡有。

沢より南は東西南北道二

限、一山之境内也。立名は惣

二、其内三三方の大門有。

門前屋等軒を並て有

之旨申伝へ候由被申候。

実も伽藍之古跡さも

可有事二候。

当寺住持在任^{并遷化之事}

一 第一世憲論法印

中興開山法流始祖。

在任不分明也。明德元

年六月朔日入寂。

一 第二世榮智法印、在任

七年、應永三^{丙子}年（12才）

四月十五日入寂

一 第三世宥智法印、在任

三十九年、永享七^{乙卯}年二月

十八日入寂

一 第四世宥解法印、在任

式拾六年、文正二^{丁亥}年

四月廿九日入寂

一 第五世宥然法印、在任

十六年、文明五^{癸巳}年

八月五日入寂

一 第六世宥勝法印、在任

五十四年、大永七^{丁亥}年

十一月十三日入寂

一 第七世宥尊法印、在任

三十七年、弘治三^{丁巳}年

七月七日入寂

一 第八世智清法印、在任

十八年、天正元^{癸酉}年

五月十七日入寂（12ウ）

一 第九世宥善法印、在任

式拾三年、文祿四^{乙未}年

八月十八日入寂

一 第十世尊隆法印、在任

十八年、慶長十八^{癸虎}年

三月朔日入寂

一 第十一世清真法印、在

任三十四年、寛永六^{己巳}年

十二月廿六日入寂

一 第十二世宥泉法印、

在任二年、寛永七^{庚午}年

四月十八日入寂

一 第十三世宥光法印、在任

式十五年、明暦元^{乙未}年

七月廿六日入寂

是より以下増補

一 第十四世尊智法印、在任

四十三年、元禄八^{乙亥}年

五月廿九日入寂

一 第十五世尊定法印、在任

十六年、正徳二^{壬辰}年（13才）

九月十六日入寂

一 第十六世慧鏡法印、在任

式拾四年、享保十八^{癸丑}年

十一月十四日入寂

一 第十七世慧秀法印在任

一第十八世慧音法印在住

一第十九世慧隆法印在住(13ウ)

中興憲瑜法印より以前之事

一 中興法流開祖憲瑜

法印より開基本多善光公

迄之代世、連続しかと相

知シ不申候故、是を載ず。

高野山金剛頂院にお

いて、中院一流之法流、血

脈并附法状共、二伝受ス之。

右之法流を以、十四世尊智

迄代々相続いたし、愚

老又寛文二壬寅一年四月廿一日二

再治ス之。金剛頂院住、栄範

法印之御代也。則、古法流は

本寺二指置候。以後、法流

伝授之節は、先格之通、

本寺金剛頂院二而中院之

法流可□□再伝者也。右

憲瑜法印致仍旧例(14才)

伝受之。愚老又古例の通、

本寺金剛頂院二而法

流再治置候。尤大切に致

され、代々相続肝要二候。

当寺如法院末山と成候事

一 当寺中興憲瑜法印より

以来、愚老まで代々高野山

金剛頂院末寺二而法流

致相续来候所ニ、延宝三

乙卯年、末寺御改之節、

上ノ坊住宥雄法印、自

院之末寺分ニいたされ、

江戸四箇寺江被書上候由、

不得其意候。寛文年中

迄、金剛頂院二而法流

致伝授候上は、直末ニ紛(14ウ)

無之候所ニ、上之坊自院之

末寺ニは可被難成候。然共、

愚身老体故、其分ニいたし

差置候。如法院より法流

伝受不仕候えは、本末之

由緒も既無之候。右之由

上ノ坊江申入候所ニ、上ノ坊被申

候は、追而以時節、何時成共

御望次第、離末可被成候。

最早、御四箇寺江書上候えは、

致方無御座候。重而御願

之通ニ可致候と被致挨拶候。

愚老申候は、然は何時成共

離末いたさせ可申事、紛

無御座候、一札可被遣候。若

左様不被成候は、直々御

四箇寺江訴て出由、旁

申入候所ニ、隣寺御扱ニ而（15才）

何時成共、離末之儀為致

相遷申間敷由、被請合

候間、先比度は其分ニ差置候。

後代ニ被願離末、可被致候。縦

如法院之末寺ニ被致候共、

先格之通、法流は代々

高野山ニ而伝受可有之者也。

当寺末寺之事

一大熊村大熊山長久院

と申古跡有之。開山は

長久二巳卯年、従当寺開

基すと旧記ニ有之。代々

当寺之末寺也。天正年

中当寺と同退破ス。今ニ

境内田地等有之候。従若何

方取立候共、従当寺（15ウ）

構之先規之通、当寺

末山ニ可被致候。

一真志野村、辻村ニ僧伽耶山

延命院と申、当寺末山

有之候。今に至迄、什物

等之書物、当寺ニ有之候。

是も慶長元和之頃迄、

寺も有之候え共、住僧

無之、致退転候。寺中ニ

阿弥陀堂有。則、当寺支配也。

当寺末山数多有之候事

一往古は当寺末山数多

有之候え共、或退転、

或他院之末寺と被成候。

乱世之砌ニ有之候えは、其

分ニ被捨置候か、又は

対談之上、離末いたさせ候か、（16才）

実否不相知候。末寺

帳面別紙ニ有之候え共、

慥成証拠も相見否候。

依之、爰ニ不記。

観音坊起立之事

一北真志野村観音坊、起立は

天和三癸亥年、当寺

支配之十王堂をかたとり、

観音三十三体を安置し、

観音坊と名付。愚老弟

子忍識住持ニ差置候。

依之、当寺門徒^ニ而^レ有
之候間、宗門一札^ニも載意之。

一 観音坊^ニ而^レ弟子剃髮^并

護摩修行等いたさせ

申間敷候。其外、開眼 (16ウ)

供養・遷宮・入仏屋

堅等^ニ至迄、不相応之

役儀一切いたさせ申

間敷候。縦出世僧たり

共、堅可為無用候。尤当

院^{より}執行せらるへき者也。

一 観音坊代目^ニは、北真志野村

役人中^并観音同行

衆被立合、什物等相改、

当寺^江先規之通、差出之

様^ニ可被致候。其節、従

当寺も弟子壹兩人

指越、致吟味、為致印形、

帳面持参仕候様^ニ念入可

被申付候。

当寺弟子古来より自院^ニ而^レ剃髮之事

一 当寺弟子剃髮^并 (17オ)

護摩加行等は、先格

之通自院^ニ而^レいたし来候。

本寺請待^ニ不及候。法流

相続之寺院は、自院にて

為致修行候、御条目^ニ候。能々

想汲、先規之通^ニ可被致候。

入仏・遷宮自院^ニ而^レいたし来事

一 入仏・遷宮・開眼供養

も、従先規、当寺^并末山

支配之堂舎は、自院^ニ而^レ

いたし来候。若^シ僧衆不

足之時は、他院^{より}費

之相勤来候。

一 南沢ノ観音堂

一 野明沢ノ観音堂

一 辻村毘沙門堂 (17ウ)

一 辻村阿弥陀堂

一 北真志野村十王堂

一 大熊村阿弥陀堂

一 同村観音堂

一 同村薬師堂

右八ヶ所、代々当寺にて

入仏・開眼等いたし来候。

若他院^{より}被執行候は、

構之先規之通、従当寺

可被相勤。件之堂舎、

愚老代まで、入仏・開眼致来候。

一 当村ノ鎮守、野明大明神

遷宮、往古^{より}当寺^ニ而致

来候。旧例のことく、今

度建立之砌、愚老

遷宮之作法修之候。

以前、神主源太夫有之候

節も、遷宮之儀は、従

当寺勤来候。此年（18才）

貞享^二丙^年

二月十五日尊智代也。

時之役人

藤森半右衛門

関沢初兵衛

藤森惣衛門

右之通、棟札^ニ記置候。

一 北真志野村権現

一 大熊村七御社護神

一 同村荒神

一 同村山之神

一 南真志野村山神

一 杉沢新田山神

一 後山新田山神

右八ヶ社、当寺にて遷

宮いたし来候。

右之通、棟札^ニ記置候。代々

之住持、先規之通、棟札

相認、可被打之。尤再度

帳面^ニ記置。断絶無之（18ウ）

様^ニ可被致候。若断絶於

有之は、当寺之威光

薄^ク罷成候間、能々可被

得其意候。

当寺御朱印紛失之事

一 代々之国司武将又は

武田信玄公迄被成下候

御朱印、其外書翰等、

天正ノ乱^ニ致紛失候事、

偏^ニ御惜事^ニ候。若何方^ニ而も

見出候は、金銀を以成共

買置、当寺之什物^ニ

可被致候。

宗門一札之事

一 当寺は代々本寺格^ニ、

宗門一札^ニ差上来候。（19才）

案文は控書^ニ有之候。

一 観音坊弟子之儀、其

在所之役人方^{より}先格^上

通送手形取置、当寺

一札^ニ載置可申候。

一観音坊住職之儀、從

前方当寺弟子分之

僧差置來候間、以後他

院之弟子居置候事、

堅可為無用候。若当寺^ニ

第(ママ)不足にて、無拋願有之は、

先^{ヨリ}証文取差置可申候。

一当寺開基、大化元^乙年^{ヨリ}

元文二^丁年^巳迄、凡千九拾三年成。

一中興憲掾法印遷

化、明徳元^庚年^{ヨリ}

元文二^丁年^巳迄、

凡三百四拾八年^ニ及。

天正十一年^乙年^亥より百五拾五年^ニ成。

但^シ元文二^丁年^巳迄也。(19ウ)

右此記録は、從往古

当寺^ニ相伝候を、愚老

致増補、後代^ニ相残^シ候。若

虫喰損さし候は、重而

書直し、後住^江可被相

讓者也。

元禄七^甲年 法印尊智

四月十五日 在判

一尊智法印書写被成候

御記録、及磨滅候故、

愚身今又為書直之、

後代に残し候。此以後

やふれ損し候節、筆者

を撰為写之。一句片言

も古記と相違無之様^ニ相

認、当寺什宝に可被

致者也。

元文二^丁年^巳法印惠秀○
当寺現住

四月二日 慧秀(花押)